

## 博士学位申請論文審査報告書

論文題名： 不動産所在地の国際裁判管轄—2019年ハーグ判決条約における規律を中心に

学位申請者： 西村 優子

### 1. 審査の経過

西村優子氏の博士学位申請論文は、2023年10月13日に事前審査論文が提出され、博士学位申請論文として審査に値する内容であることの事前審査委員会による確認を受けた後、2023年12月14日に学長に対して提出された。学長により受理された後、同論文の審査が法学研究科委員会に対して付託され、3名の審査委員による審査を経て、2024年2月15日の最終試験（公開）をもって審査は終了した。

### 2. 論文の概要

本論文は、2019年の「民事又は商事に関する外国判決の承認又は執行に関するハーグ条約」（以下、判決条約という）に関して、不動産所在地の間接的専属管轄に特に焦点を当て、それが用いられる具体的な事項を明らかにし、また、日本法と比較することにより、日本が同条約を批准するとしたらどのような問題が発生するか、それは日本による批准の妨げになるかを考察するものである。

本論文の研究の背景と目的は、以下の通りである。

判決条約は、民商事に関する外国判決の承認執行を規律する条約であり、ハーグ国際私法会議において約半世紀の紆余曲折を経て2019年7月2日に採択された。2023年9月1日にウクライナとEUの28ヶ国において発効し、今後、ウルグアイでの発効やイギリスの批准が見込まれるなど、判決条約の締約国は拡大していく模様である。判決条約の目的は、司法協力を通して外国判決へのアクセスを世界的に促進することである。判決条約に加盟すると、締約国間では条約の定める要件を満たす外国判決について統一的な要件による承認執行を期待できる。経済活動がグローバルに拡張を続ける中、判決条約批准の検討は、国境を越える民事紛争の簡易で迅速な解決を目指すために喫緊の課題の1つであるといえる。

判決条約の定める間接管轄の中には、不動産に関係する請求について不動産所在地の裁判所に管轄を認める条項が4つあるところ、そのうちの1つは不動産の物権的請求事件について不動産所在地の専属管轄を定める。日本では、間接管轄は日本の民事訴訟法に定めら

れる国際裁判管轄、すなわち直接管轄を基礎に判断されるが、不動産に関する物権的請求の間接管轄については登記請求以外、任意管轄となる。このように判決条約と日本法には専属管轄の定め方に相違があるところ、日本が判決条約を批准した場合に、例えば、ドイツ所在の不動産について、この不動産の所有者である日本に住所を有する原告が日本に住所を有する被告に対して日本の裁判所で妨害排除請求訴訟を提起して判決がされても、その日本判決はドイツで承認執行されないことになる。そこで、本論文では、判決条約の専属管轄を含む不動産所在地に定められた間接管轄と日本法の間接管轄の詳細な比較を通して、とりわけ判決条約における不動産所在地の専属的間接管轄が日本の判決条約批准の妨げになるか否か、仮に批准をすればしたら判決条約の適用範囲を制限する宣言をする必要性と、日本法における不動産所在地管轄を専属管轄化する必要性はあるか否かが検討される。

第1章「不動産所在地管轄」では、基本情報の確認として管轄の概念整理がされた後、不動産所在地管轄の沿革が、19世紀のヨーロッパ主要国の国内法や、判決条約のルーツである1971年の「民事又は商事に関する外国判決の承認執行に関するハーグ条約」、および判決条約に影響を与えているブリュッセル・レジームの起源となる1968年の「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するEEC条約」を中心に考察される。そして、不動産所在地の専属管轄について、その効果や根拠等の特徴が述べられる。

続いて、第2章「日本における不動産所在地管轄」は、日本の外国判決承認・執行制度における不動産所在地の間接管轄の法的規律を概観した後で、現行民事訴訟法に至るまでの不動産所在地管轄をめぐる歴史的沿革を探求する。ここでは、1890年の明治民事訴訟法における関連規定の制定と、1926年の大正民事訴訟法において不動産所在地管轄が専属管轄から任意管轄に変更された経緯とその理由が立法資料を丹念に調査する形で示される。そして、これらの歴史絵的沿革が国際裁判管轄にも一定の影響を与えていることを前提に、現行民事訴訟法において不動産に係る国際裁判管轄規定が検討される。

第3章「判決条約における不動産所在地管轄」では、判決条約の作成経緯や締約国判決の承認執行システムの概観が考察された後、不動産所在地管轄を定める4つの条項が取り上げられる。この4つは、居住目的外不動産賃貸借と担保物権に関する2つの任意管轄と、居住目的不動産賃貸借及び債権的請求に基づく登記に関して専属管轄に準じた効力を有する1つの準専属管轄、そして、不動産に関する物権的請求についての1つの専属管轄に分けて考察が行われる。全体的な考察は、判決条約に関する公式の解説報告書をベースにして進められ、次章で詳細に考察されるブリュッセル・レジームとの比較も試みられる。

第4章「ブリュッセル・レジームにおける不動産所在地の専属管轄」は、判決条約の不動産所在地に関する専属管轄規定の射程について示唆を得るため、判決条約が影響を受けている、EU域内での外国判決の承認執行法制度である、いわゆるブリュッセル・レジームにおける不動産物権請求の不動産所在地専属管轄を判断した欧州司法裁判所の先決裁定を分析する。合計9つの先決裁定に関して事実の概要と欧州司法裁判所の判断が丹念に紹介・分析され、専属管轄となる請求の内容とそうでないもののが具体的に明らかにされる。

第5章「判決条約と日本法の不動産所在地管轄」では、これまでの検討を踏まえて、不動産所在地管轄について判決条約と日本法の相違点が整理される。そして、この整理をベースにして、日本における外国判決の承認執行の際に生じる影響と、外国における日本判決の承認執行の際に生じる影響の程度が、具体的な事例を設けつつ検討される。特に、不動産の物権的請求に関して、登記請求には日本法でも専属管轄が認められているので、問題になり得るのはそれ以外の妨害排除請求等の認容判決であるところ、当該請求が不動産所在地以外で訴訟されるケースはあまり想定されず、判決条約の専属管轄は日本による同条約の批准の大きな妨げになるとは考えられないとの私見が展開される。

最後に、「結論」では、以上を前提に、特に第5章の検討結果が取りまとめられる。すなわち、不動産所在地の専属的間接管轄に関して、日本法と判決条約における相違は日本が判決条約を批准することを考慮する際に大きな妨げにはならないと考えられること、そして、判決条約の専属管轄がもたらす影響は多大なものとはいえないことから、批准をする際に判決条約の適用範囲を制限する宣言をする必要性と、日本法における不動産所在地管轄を専属管轄化する必要性はないと考えられることが、本論文の結論である。

### 3. 論文の評価

西村優子氏の博士学位申請論文は、世界規模での外国判決承認執行制度の構築を試みる最新の条約を取り上げて、日本にとって特にその批准の障害になりそうな不動産所在地の専属的間接管轄に焦点を当てるもので、その問題意識と研究対象は明確である。また、それに対する、日本法の歴史的考察も含めた検討や、判決条約の条文解説及びブリュッセル・レジームとの比較検討は、研究手法としての的確であり、各文献・情報の詳細な分析は、西村優子氏の深い見識と優れた語学力を表すものである。結論としての私見の展開も、本論文における検討事項の総合分析の一つの結果として、相応の説得力を持つものと評価できる。

判決条約の不動産所在地管轄に関しては、これに特化して包括的に研究した先行業績は

あまりなく、本論文はその意味でも重要な意義を有する。日本が判決条約批准の検討をする際には、本論文における専門的な分析は有益な情報を提供するものと期待される。

以上、学位請求論文の内容、最終試験における応答などから総合的に判断し、本審査委員会は、西村優子氏より提出された博士学位申請論文が十分に、博士の学位を授与するに値するものとの結論に達した。

西村優子氏博士学位申請論文審査委員会

主査： 多田 望



副査： 奥 博司



副査： 根岸 陽太

